

会議の名称	令和6年度第1回茅野市いじめ問題対策連絡協議会
開催日時	令和6年9月 26 日(木) 午後7時 00 分～午後8時 20 分
開催場所	茅野市役所 8階 大ホール
出席者	(出席者)・協議会委員 会長山田教育長、森委員(諏訪児童相談所所長)、高城委員(スクールカウンセラー)、北澤委員(茅野市人権擁護委員会委員長)、竹村委員(弁護士)、小林委員(小学校代表)、矢崎委員(中学校代表) (欠席者)・協議会委員 赤沼委員(茅野警察署生活安全課係長)、中野委員(長野地方法務局諏訪支局総務課長)、伊佐山委員(臨床心理士)、揚張委員(茅野市PTA連合会会長)、 (事務局)・五味こども部長、北澤こども課長、伊藤こども家庭・相談係長、曾根原総合こどもサポートコーディネーター、渡辺学校教育課長、守屋教育指導主事、平田教育支援指導主事、藤木教育支援指導主事、今井学務係長 (傍聴者)1名
資料	・茅野市いじめ問題対策連絡協議会等条例 ・茅野市いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題再調査委員会規則 ・茅野市学校支援委員会及びいじめ問題調査委員会規則 ・資料①市いじめ対応の取組 ・資料②いじめ重大事態発生時の対応 ・茅野市いじめ防止等のための基本的な方針 ・いじめ重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂の概要 ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和6年8月改定版) ・茅野市の相談支援体制図(パンフレット)
公開・非公開の別	一部公開 一部非公開
議題及び 会議結果	
発言者	協議内容・発言内容(概要)

事務局	1 開会
	2 委嘱書交付
	3 市長あいさつ
市長	茅野市は、たくましくやさしい夢のある子どもを育む条例を施行して以降、安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに成長できる環境を整備し、未来に夢や希望が持てる社会の実現をしていくことが、主な目標とし、その実現に向けて取組んでいます 平成29年度には、いじめ防止推進法の12条に基づき、いじめ防止のための基本的な方針を茅野市で策定しています。そして、令和5年度から、いじめ防止対策推進法14条の趣旨を踏まえ茅野市いじめ問題対策連絡協議会の条例を施行しました。本協議会は、その条例に基づいています。学校や家庭、地域、その他の関係機関が連携を強化して、いじめ問題の克服に向けて、より実効的な取組を行うため設置しました。 学校、家庭、地域の方、そして関係機関が協力することによって、あらゆる手段を講じて子どもたちの健全育成を図って、いじめを未然に防止していきたい。そして、子どもたちがいきいきと成長できる環境をつくっていききたいと思っています。本日お集りの皆さんから知見をいただき、ご協力いただく中で取り組んでいきたいと思っています。
各自	4 自己紹介
	5 協議会の趣旨説明
事務局	いじめ防止対策推進第14条により、協議会を設置することができるとされています。第14条では、地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題連絡協議会を置くことができるとなっております。 これに基づき茅野市は、令和4年度中に条例を整備し、本日この連絡協議会を設置しました。構成メンバーは、学校関係者や関係団体の方、関係団体とは、茅野警察署、諏訪児童相談所、長野地方法務局諏訪支局、臨床心理士、スクールカウンセラー、人権擁護委員、PTA 連合会、法律分野の方に加わっていただいています。役割としては、このような関係団体有識者の方にお集まりいただき、いじめ防止対策の取り組み状況の把握、その効果等の検証を行うとともに、関係者間の連携を強化することで、より実効的な対策を講じていくための話し合いの場、協議会であります。 また、この協議会が直接行いませんが、法に基づき第28条第1項に規定している重大事態なるいじめが発生したときには、市の教育委員会が茅野市い

	じめ問題調査委員会を設置することができます。教育委員会は、この委員会に対して諮問を行い、この重大事態について、調査及び審議することになります。その結果について、教育委員会に答申をし、教育委員会はその答申を受け、その旨を市長に報告することとしています。またその報告内容によっては、重大事態の発生を防止するために必要があると認める時は、市長が法第 30 条第 2 項の規定に基づいて、市の付属機関として茅野市いじめ問題再調査委員会を設置することができるとしています。
会長	6 会長選出 (事務局の腹案により山田教育長が会長に選出される。) 7 会長あいさつ 今年8月、文部科学省から重大事態の調査に関するガイドラインの改定版がでました。ガイドラインの改訂版の中で、いじめ対応について真摯な対応が求められています。私達が大切にしなければいけないのは、いじめ問題を閉じられた空間、閉じられた集団の中で解決するのではなく、開かれた集団空間の中で、みんなで知恵を絞っていじめ問題を考えていきたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	8 (1)会議の公開・非公開について(事務局より説明) 茅野市では、茅野市審議会等の会議の公開に関する要綱が定められており、原則会議等は公開することとなっています。しかしながら、茅野市いじめ問題対策連絡協議会規則の中で非公開とすることとされています。従いまして、(2)いじめ対応の市の取組についてまでは公開とさせていただき、(3)事例報告以降につきましては、非公開とさせていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。
会長	それでは報告事項(2)いじめ対応の市の取り組みについて、までは公開とさせていただき、(3)事例報告について以降につきましては、非公開とさせていただき進めてまいりたいと思います。
事務局	8 (2)報告 (2) いじめ対応の市の取組について いじめは、教育を受けたり、心身の健やかな成長を保障されたりするという子どもの持つ権利を侵害し、人格の形成に重大な影響を与えることだけでなく、生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがある、決して許されない行為であるという認識のもと、その対応に当たっています。また、いじめは、いつでもどこでも、どの子にも起こり得るものであるという認識のもと、いじめの問題に真摯に向き合い、いじめ防止の取り組みを推進しています。

	茅野市では、「21 世紀を切り開く、心豊かで、たくましく、やさしい、夢のある 人育ちの茅野市教育」を教育理念に受け、1人ひとりの子どものもつ多様性を つつみ込み、子どもの力とよさを伸ばす教育を創造し、差別・偏見を生まない いじめ対策に取り組んでいます。その一つとして、先程の説明にもありましたが、平成 25 年に施行された「いじめ防対策推進法」、平成 29 年の「いじめの 重大事態の調査に関するガイドライン」を受け、いじめ防止の対策を総合的かつ 効果的に推進するために、「いじめ防止等のための基本的な方針」を策定し ました。 また、茅野市には、「いじめ防止対策推進法」に基づき、協議会や様々な委 員会が設置されています。「茅野市いじめ問題対策連絡協議会」「茅野市いじ め問題調査委員会」「茅野市いじめ問題再調査委員会」と「茅野市学校支援委 員会」があり、中でも、茅野市学校支援委員会は、その支援委員会の委員に、 各学校から毎月報告されるいじめ状況報告の内容を確認いただいたり、専門 的な見地から助言・指導をいただき、学校のいじめの対応に生かしています。 案件によっては、市役所で委員会を開催し、対面で、いじめの案件について助 言をいただいています。 こうした市の教育理念の実現に向け、教育委員会では、次のような取り組み を行っています。 まず、いじめを含めた学校生活の不安、友人関係の不安等の相談を受け る、「育ちあいちの」をこども課に設置しています。ここには、スクールソーシャ ルワーカー、臨床心理士等の専門家を配置し、相談に応じています。 学校への支援も進めています。いじめ対応の取り組み状況を確認したり、 学校からの報告、相談に応じて助言を行ったりして、いじめの初期対応や指導 を確実なものにしています。必要に応じて学校に専門家を派遣したり、教育委 員会から弁護士等への相談を行ったりもしています。 いじめに対して、学校と教育委員会が情報を共有し、組織的な対応が適切 に行われるように学校から教育委員会への報告を毎月行っています。もちろ ん、学校で、いじめ対策委員会が開催されますと、すぐに、校長先生からの報 告や相談を受けて、指導助言を行っています。また、いじめの報告の中で、深 刻化する可能性があったり、重大事態の可能性があったりする案件は、最低 3 カ月は継続して報告を求めています。保護者へは、相談窓口や関係機関との 連携、支援について、パンフレットにて配布し、周知に努めています。 次に、市いじめ対応の取組についてですが、年度当初の校長会で、校長先 生方といじめの対応について、それぞれの学校で取り組むことを整理し、共有 を行い、どの学校でも同じように取り組めるように支援しています。その他「自 校のいじめ防止基本方針」の全教職員への周知や、「学校いじめ対策委員会」 を中心にし、いじめ防止対策が組織的に推進できるような仕組みづくり、「重 大事態」の認知、SOS シートの活用、保護者やコミュニティの方との連携につ いて確認しています。
--	--

	また、これまでお話ししてきた通り、法律で規定されていますので、いじめの対応はすべて「いじめ防止基本方針」に則って行うように働きかけてもいます。被害児童生徒の保護者の中には、いじめの程度に関係なくいじめの訴えの中で、「警察や弁護士に連絡することも考えている」と話されることもありますので、「いじめ防止基本方針」に沿った対応が求められます。 こうしたいじめ防止対策の取組について、自己評価し、次への改善、取組につなげられるように、校長先生向けのチェックリストや、教職員向けのチェックリストの活用も進めています。職員研修も実施しています。行政アドバイザーである「八並光俊」先生を講師に、教職員にはいじめ対応の研修会を行い、校長先生には、月1回いじめの事例研修を行っています。 続いて、いじめ重大事態発生時の対応についてですが、これまでのガイドラインをここで改訂されたもので、児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」との申立てがあれば、重大事態が発生したとして対応を進めることが示されています。 また、調査主体の公平性・中立性を確保する観点から、弁護士、医師、スクールカウンセラーなどの専門家が参画した第三者を加えた調査組織となるように努めると示されています。 「いじめ防止等のための基本的な方針」には、各学校の具体的な対応が書かれています。各学校では、すべての児童生徒が、「いじめを許さず、自分も相手も大切にし、心の通いあうあたたかな人間関係を築いたり、安心して学習に取り組む」「居場所・生きがい、存在感」を感じたりすることができる学校づくりに取り組んでいます。そのために、各学校で「いじめ防止基本方針」を定め、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」を柱に、いじめの重篤化を防ぐために、実効的な取組を進めています。このことは、市の「いじめ防止等のための基本的な方針」に示され、市ホームページにも載せてあり、市民誰でも見ることができます。各学校にも、「いじめ防止基本方針」があり、これは、それぞれの学校で年度当初、各家庭に配付しています。学校のホームページにも載せてあります。ここに書かれていることをそれぞれの学校で取り組んでいます。 「未然防止」として、いじめを生まない、許さない学校づくりを進めています。「早期発見」では、軽微ないじめも見逃さない学校づくりを進めています。「早期対応」では、教員が一人で抱え込まず、組織で一丸となって取り組む学校づくりを進めています。特に「学校いじめ対策委員会」を核とした対応を行っています。軽微ないじめやトラブルでも、教職員は校長へ報告し、すぐに学校いじめ対策委員会を開き、いじめの認知と組織での対応を徹底しています。 また、今年度新たな取組として、それぞれの学校で、「相談週間」という子どもと教職員とが話をする機会を、学期に一度、年三回行っています。その相談週間の前に、児童生徒に話したい先生を三人決めてもらい、相談週間でその先生と話をします。児童生徒が困ったことや悩みがあったときに、担任の先生以外にも相談できる先生を増やそうという取組です。いじめ早期発見のため
--	---

事務局	に取り組んでいます。以上が学校を含めた「いじめ対応の市の取組」です。 (3)事例報告について (非公開) (4)意見交換 (非公開) 9 閉会
-----	---